

## 議 事 概 要

会議の名称 令和6年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会

開催日時 令和7年1月31日(金)午後1時30分から午後2時30分まで

開催場所 市役所会議室棟2階 会議室H

出席者氏名

|               |        |
|---------------|--------|
| 被保険者代表委員      | 松原 純二  |
| 被保険者代表委員      | 村田 昌克  |
| 被保険者代表委員      | 加藤 恵   |
| 国民健康保険医代表委員   | 水野 智文  |
| 国民健康保険薬剤師代表委員 | 吉村 尚子  |
| 公益代表委員        | 田川 佳代子 |
| 公益代表委員        | 加藤 千明  |
| 公益代表委員        | 篠壁 多恵  |
| 被用者保険等保険者代表委員 | 柴山 誠   |
| 事務局 市長        | 佐藤 有美  |
| 福祉部次長         | 貝沼 圭子  |
| 保険医療課長        | 諸戸 洋子  |
| 同課長補佐         | 伊藤 弘憲  |
| 国保年金係長        | 寺島 卓哉  |
| 同主任           | 水口 利佳  |

傍聴者人数 2人

会議の公開・非公開  公開

### 議題

(諮問事項)

長久手市国民健康保険税条例の改正について

(保険税率について、課税限度額について、軽減判定基準について)

(報告事項)

国民健康保険保健事業について

問い合わせ先 長久手市福祉部保険医療課国保年金係

電話 0561-56-0618

## 議 事 録

1 あいさつ 会長 田川 佳代子

2 議事録署名者の指名

長久手市国民健康保険条例施行規則第6条第2項の規定により、松原純二委員、水野智文委員を指名。

3 議題

(1) 長久手市国民健康保険税条例の改正について（諮問）

事務局 本日は、長久手市国民健康保険税条例の改正について市長から諮問する。

市長 諮問事項を述べ、会長へ諮問書を渡す  
(市長は公務都合により退席)

事務局説明 長久手市国民健康保険税条例の改正について説明（資料1）

質疑応答・意見等

会長 仮算定時は医療分の所得割が7.30%で標準保険税率そのままであったが、本算定には標準保険税率7.44%に対し市の設定した保険税率が7.37%になっているのはなぜか。収納率などが影響しているのか。

事務局 そのとおり。令和5年度の現年度分の保険税の収納率は97.6%であり、標準保険税率を算出する際の収納率は95.3%となっているので、収納率が標準を上回っている分について、税率を抑えた形になる。

会長 市の国民健康保険の加入者がきちんと保険税を納めてくれている結果、保険税率の設定が標準保険税率に比べ若干低く設定できているという理解でよいか。

事務局 そのとおり。

会長 税率改正の影響として、課税額の3,000万円の増収というの

は何との比較か。

事務局 令和7年1月時点の被保険者数及び所得等の状況での令和6年度の保険税課税見込みと、税率を令和7年度の予定税率にした場合の課税見込み額の差である。

ただし、実際の令和7年度の課税見込みは、令和7年度の被保険者数が令和6年度に比べ、減少する見込みであるため、令和6年度に比べ、3,000万円の増加というわけではない。

会長 医療費が愛知県全体で下がっているのに、一人あたりの保険税が上がっているのはなぜか。

事務局 一人あたり医療費の上昇や、被保険者の所得に基づく応能割の市負担割合が増加するなど、令和7年度は一人あたりの保険税額が上昇している。保険税収入全体では、令和6年度を下回る見込みである。

委員 納付金は一定の計算で県から納付額が示されるため市では判断の余地がないし、課税限度額、軽減判定基準についても国の基準に従っていくことになると思う。今回の改正で、市独自で判断した部分として、税率の設定はどのように決めたのか。愛知県から何か基準など示されるのか。

事務局 基本的には標準保険税率に沿って税率を設定した。ただし、収納率の関係などで上振れする部分については、所得割、均等割、平等割のどこかの部分で調整することになり、今回は均等割と平等割を据え置いたところが市の判断部分となる。

会長 基金を活用するというのは前回も説明があったか。

事務局 前回も基金に関して、保有しておかなければいけない部分を除いて、令和7年度は可能な範囲で取崩していくこととして説明した。

令和5年度末残高は約1億1,000万円であり、令和6年度末は8,000万円程度になる見込み。8,000万円のうち、財政運営上必要な額を除いた部分を取り崩す予定である。

会長 財政収支や基金残高の状況などの資料がほしい。今後も基金の活用が可能なのかといった将来的な財政運営への影響なども本協議会で議論してもらう必要がある。

委員 基金というのは市全体の基金なのか、国民健康保険の特別会計の基金なのか。また、使える用途はどこまでか。

事務局 国民健康保険の特別会計の基金であり、国民健康保険事業に使用するものになる。

会長 基本的には保険税として集めたお金なので、事業に還元すべきものである。基金の残高がいくらで、どのように活用していくかは、運営協議会で議論すべきであると考えている。

委員 繰入金是一般会計からの繰入金だけだと思っていたが、基金からの繰入金もあるのか。市として適正と考える基金残高の目安はあるのか。

事務局 これまでも、保険税が不足する部分を一般会計から繰り入れてきたが、令和4年度で、その繰り入れは解消している。

基金については、ご指摘のとおり元々は保険税として集めたものなので、基金に積み上げたままにしておけないため、令和6年度に引き続き、令和7年度も基金から繰り入れて活用していく方針とした。ただし、特別会計の資金収支を適切に維持していくため、一定の基金残高を保有していくこととしている。

また、今後は、財政運営の状況に関しても、資料説明を行い、協議会で議論していただけるようにする。

会長 それでは、諮問の内容について本協議会として意見をまとめる。協議の内容を踏まえ、長久手市の国民健康保険事業の運営において、長久手市国民健康保険税条例の改正は妥当と考え、諮問のとおりと答申してよろしいか。よろしければ、挙手をお願いする。

〈全員挙手〉

会長 それでは、長久手市国民健康保険税条例の改正の見直しにつ

いては、「諮問のとおり改正を行うことで異議なし」として市長に答申する。

(2) 国民健康保険保健事業について

事務局説明 国民健康保険保健事業について説明（資料2）

質疑応答・意見等

委員 保健事業の財源は特別会計から支出されるのか、一般会計から支出されるのか。

事務局 国民健康保険事業の特別会計から支出している。

委員 ジェネリック医薬品の差額通知について、現在、ジェネリック医薬品が不足しており、処方したくても処方できない状況にある。また、先発医薬品を希望すると差額分の一部が本人負担となる改正がされているので、通知の必要性は薄まっていると感じる。郵送料も高いので、今後の実施については検討したほうが良いと思う。

事務局 今後の参考とする。

委員 長久手市は、ジェネリック医薬品の使用率は高いのか。

事務局 長久手市は全国的にみても低い。

委員 使用率が高ければよいが、全国と比べて低いのであれば、市として取り組んでいく必要はあるのではないか。

委員 先発医薬品の方が安定的に供給されていたり、薬によっては、先発医薬品と後発医薬品の効果に差があったりすると、医師の処方が先発医薬品になってしまうこともある。

委員 今回は1,000円以上という抽出条件であったが、1回だけ抽出条件に合致したことで対象になった人もいると思う。毎月、処方を受けており、ジェネリック医薬品に切り替えることで大きな削減効果がある人に限定して通知をするなど、対象を絞るこ

とで費用を抑えられると思う。

事務局 今後の参考とする。

委員 ジェネリック医薬品に不安がある人もいると思う。過去に不祥事もあったと記憶するが、ジェネリック医薬品の生産が追い付かない要因はそういったことも関係しているのか。いつになれば安定してくるのか。

委員 生産が安定化しない要因は不祥事の影響もあるが、新型コロナやインフルエンザの流行で、メーカーの予測を超えて急激に需要が増加したことも影響している。また、ジェネリック医薬品の薬価が年々下がってきていることも要因であると思う。

差額通知の対象期間を3か月でとっているが、半年、1年と長いスパンで検証することも必要だと思う。

そのほか、ジェネリック医薬品が安全な薬であるという啓発も必要だと感じる。

事務局 今後の参考とする。

会長 その他ご質問がなければ、報告ということなので、委員の皆様にはご承知おきいただくようお願いする。

事務局 今年度の国保運営協議会は本日が最後となるが、来年度以降も国民健康保険事業について委員のみなさまの意見を聞きながら運営を行っていくので、ご協力をお願いします。

会長 以上をもって、令和6年度第3回長久手市国民健康保険運営協議会を終了する。

午後2時30分終了